

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
----	------	----------------	-----	-------	---------	--------------	---------------------------	------------------

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	地域振興部	地域づくり推進課	2023年 4月3日	令和5年度長崎県しまの産品ステップアップ推進業務委託	70,400,000	東京都四谷1丁目10-2 一般社団法人離島振興地方創 生協会 理事長 千野和利	<p>本業務は、しまの産品の振興による地域活性化を図るため、しまで生産される産品の販路拡大をはじめ、消費者視点を重視した商品開発や生産拡大・販売体制の整備など、しまの産品の生産から販売までの取組を一体的に支援するものであり、実施にあたっては、食品流通に関する高度な専門性と豊富な人脈を有し、かつ本県しまの産品の実情を熟知していることが必要不可欠である。</p> <p>「一般社団法人離島振興地方創生協会」は、食品関連産業の活性化による離島振興・地方創生を目的として設立された団体であり、同協会には大手スーパーや高級スーパー、専門店、大手ベンダー（卸売業者）、大手食品メーカーをはじめ、数多くの食品関連企業が会員として参画（令和5年3月時点で165社）するとともに、役員やアドバイザーとしても、食品流通業界において豊富な経験と人脈を有する人材を数多く擁するなど、農水産品や加工品など多種多様なしまの産品について、生産から販売までの取組を一体的に支援する体制が構築されている。</p> <p>また、同協会の代表者は関西を中心に展開する大手スーパーの社長等を歴任し、その間、長崎県産品の取引拡大を推進した実績を有するほか、大手流通業界団体の副会長も務めるなど、食品流通業界に幅広い人脈を有している。</p> <p>さらに、同代表者は本業務の開始以前（令和元年度）から、本県国境離島地域における食品関連産業の振興を図るため、何度も離島を訪問し、多くのしまの事業者との意見交換等を通じて信頼関係を構築している。</p> <p>こうしたことから、令和2年度から令和4年度まで随意契約による同協会への業務委託を行ったところであり、この間、協会関係者をはじめ、全国規模で事業展開する食品関連の卸売業の経営者等が頻繁に離島を訪問し、しまの事業者との商談や買い付けを行ったことをはじめ、大型商談会への出展支援、販促フェアの開催、eコマースを活用した販路拡大、新商品の開発支援など、販路の拡大や生産基盤の整備に向けた様々な取組を行った。</p> <p>その結果、全国展開する専門店や関東関西のスーパーとの取引、大手ベンダーのプライベート商品の開発等の多くの取引につながってきており、同協会の支援を受けたしまの事業者は、令和5年3月末時点で127社にのぼる。</p> <p>令和5年度においては、引き続き、これまでに構築した販路の継続・拡大を着実に進めるとともに、高級スーパーや専門店等の新たな販路の開拓、マーケットが求める付加価値の高い農水産品の生産、専門人材を活用した消費者視点による商品開発を進めるほか、これまで十分にカバーできなかった小規模事業者への支援に取り組むこととしている。</p> <p>これらの業務を効果的かつ円滑に実施するためには、良質な販路を開拓できる幅広いネットワークを有し</p>	第167条の2第1項 第2号

							<p>、かつ本県しもの産品や生産体制の状況・課題等を熟知した上で個々の事業者に対する的確な指導・助言等を行うことができる同協会による継続した支援が不可欠であり、しもの事業者からも、同団体による継続的な支援が強く求められている。</p> <p>以上の理由により、本業務を着実に実施できる契約の相手方は、同団体以外にないため、引き続き、随意契約とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--	--

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
2	地域振興部	地域づくり推進課	2023年 4月3日	令和5年度地域おこし協力隊支援事業業務委託	9,254,636	東彼杵郡波佐見町鬼木郷11 59 一般社団法人長崎県地域おこ し協力隊ネットワーク 代表理事 久米川泰伸	当事業は、県内地域おこし協力隊（OB・OGを含む 。以下「協力隊」という。）に関して、相談対応、研 修会の企画・運営、アドバイザー派遣及び募集に係る 助言、情報発信等を行うものである。 「一般社団法人長崎県地域おこし協力隊ネットワ ーク」は、県内において協力隊の活動経験がある者や活 動地域において起業した経験を持つ者を中心に構成さ れ、県と連携しながら令和2年度に一般社団法人移住 ・交流推進機構（「JOIN」）のネットワーク立ち 上げ支援を受けて、令和3年4月に設立された協力隊 の支援等を目的とする団体である。 同団体においては、R3年度から県の委託を受け、 相談窓口の運営や市町訪問、研修会の開催、協力隊募 集への助言等の実績を積んでおり、既に県内隊員や市 町担当者とのネットワークが構築されている。また、 県内の協力隊OB・OGとの人脈も有するほか、JO INからも継続して支援を受けられる体制が整ってお り、本委託業務を遂行するための専門的なノウハウや ネットワークを有している。 以上により、本業務を遂行できるのは、県内におい て、一般社団法人長崎県地域おこし協力隊ネットワ ークのみであり、同団体と随意契約を行う。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	地域振興部	地域づくり推進課	2023年 6月1日	令和5年度関係人口コミュニティ運営・強化業務委託	8,277,610	雲仙市小浜町雲仙138-3 8 一般社団法人日本ワーケーション協会 長崎支部 長崎・ 新たな暮らし方会議 代表幹事 古地 優菜	<p>本事業は、関係人口の拡大や将来的な移住につなげるため、都市部の方々と県内で地域活性化の活動をしている人等とをつなぐオンラインコミュニティの運営や、実際に長崎に来て地域との交流を深めるイベント等を行う事業である。</p> <p>本業務の実施に当たっては、全国各地に点在する本県に興味を持つ人材と、県内の地域活性化人材を掘り起こし、繋がりを構築できる能力が必要である。「長崎・新たな暮らし方会議」は共同代表として、全国のリモートワーカー等の活用が多い定額制宿泊サービスHafHの創設者である大瀬良氏及び(一社)日本ワーケーション協会で理事を務める古地氏を置くほか、アドバイザーとして(一社)Work Design Lab代表理事等を配置するなど全国各地に極めて広く強力なネットワークを擁しているほか、県内の地域活性化人材とも強い繋がりをもっており、このような団体は他に存在しない。</p> <p>また、本事業において、令和4年度にオンラインコミュニティを設立しているが、上記のとおり「長崎・新たな暮らし方会議」のネットワークを最大限活用して参加者を募った結果、現時点で約350名の会員を擁しており、仮に他の事業者が運営者となった場合、現行のコミュニティを一度解散して、新たに構築し直す必要が生じるものと考えられる。</p> <p>このことから、本事業で想定している業務を実施できる団体は「長崎・新たな暮らし方会議」以外になく、同団体と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	地域振興部	地域づくり推進課	2023年 8月17日	令和5年度地域づくりプラットフォーム構築事業業務委託	6,781,500	東彼杵郡東彼杵町瀬戸郷13 03-1 一般社団法人東彼杵ひとこと もの公社 代表理事 森 一峻	○本委託事業は、地域住民主体の地域づくりを促進するため、地域内外の人材が繋がりをつくり、新たな地域活動を創出し、地域が活性化していく仕組みを県内各地域に広げていくことを目的としている。 ○具体的には、受託事業者が、半島地域（県北・長崎県中央・島原）において地域活動を行っている実践者をピックアップし、NPO等の多様な異業種関係者を集めたセミナーを開催し地域人材の交流を促進するとともに、あわせて、専用のWebサイトを制作の上、同サイトでセミナーの内容の記事化や公開等を行い、県内外に広く発信していくものである。 ○当該事業は令和4年度から取り組んでいるところであり、当該事業が実施できる事業者は、地域づくりに関して専門的な見識を有し、かつセミナー等の運営実績があり、また、県内地域づくりの実践者とのネットワークを有していることが必須となるため、令和4年度においてプロポーザルを行い、（一社）東彼杵ひとこともの公社を選定した。 ○人材同士を繋ぐ切れ目の無い一つのプラットフォームを構築するためには、同一の事業者が継続的に構築に携わっていく必要がある。 ○本年度の事業も引き続き同事業者によって行う必要があるため、契約の相手方が特定されるものである。	第167条の2第1項 第2号
5	地域振興部	地域づくり推進課	2023年 8月25日	令和5年度ながさきの「しま」ビジネスコンテスト業務委託	14,334,540	東京都品川区東品川2丁目3 番14号 株式会社JTB総合研究所 代表取締役社長執行役員 風 間 欣人	本業務は、ビジネスコンテストを通じ、「しま」の地域課題解決につながる又は「しま」の資源を活用したビジネスアイデアを集め、既存の支援制度を活用した優良事業の創出を促進することを目的としている。 事業の実施にあたっては、ビジネスコンテストの運営やコンテスト及びしまの起業の場としての魅力発信等、高度な知見やノウハウが必要とされることから、豊富な実績を有する複数の民間事業者から創意工夫を凝らした企画提案を募り、その中から総合的に最も優れたものを選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。 以上の理由により、価格競争に適さないことから、公募型プロポーザル方式を採用するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	地域振興部	地域づくり推進課	2023年 9月12日	UIターン促進プロモーション業務委託	13,299,000	長崎市出島町11番1号 株式会社 長崎国際テレビ 代表取締役社長 川畑 年弘	<p>本事業は、都市部の子育て世代等をターゲットに、WebやSNS等による広告配信などのプロモーションや、県と市町が連携した移住相談会等の集中的な開催・特設サイトによる効果的な情報発信等を行う「UIターン促進キャンペーン(秋頃を予定)」を実施し、移住支援公式HP「ながさき移住ナビ」の閲覧数、ながさき移住倶楽部会員数、移住相談件数等の更なる増加を図るものである。</p> <p>情報発信の手法・技術が日々進化していく中、訴求力のある発信内容や効果的な広報手法(Web広告、SNS広告、Webメディア等)については、複数の深い知見やノウハウに基づく創意工夫を凝らした企画提案を募り、その中から総合的に最も優れた提案者を選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。</p> <p>以上の理由により、公募型プロポーザル方式を採用するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号
7	地域振興部	地域づくり推進課	2023年 9月13日	ながさきUIターン魅力発信事業業務委託	8,778,000	福岡県福岡市中央区赤坂1丁目16番5号 株式会社読売新聞西部本社 代表取締役社長 国松 徹	<p>本事業は、長崎県移住支援公式HP「ながさき移住ナビ」のSEO・SXO対策やコンテンツ充実のための改修業務を行い、ターゲットに応じた効果的な情報発信を行うとともに、SNSにより本県での多様な暮らし方の魅力を発信することにより更なるUIターンの増加を図るものである。</p> <p>情報発信の手法・技術が日々進化していく中、効果的なwebサイト構成(レイアウト、各種機能、コンテンツ内容等)や、SNSを活用した訴求力のある発信内容や効果的な手法については、複数の民間事業者の深い知見やノウハウに基づく創意工夫を凝らした企画提案を募り、その中から総合的に最も優れた提案者を選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。</p> <p>以上の理由により、公募型プロポーザル方式を採用するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	地域振興部	地域づくり推進課	2023年 10月6日	令和5年度離島の食のプロモーション実施業務 委託契約	8,793,400	長崎市尾上町5番6号 長崎放送株式会社 代表取締役社長 東 晋	<p>本業務は、本土地域において本県離島地域の豊富な食の魅力を発信することで、同地域の認知度向上と誘客促進を図ることを目的としている。</p> <p>具体的には、県庁レストラン「シェ・デジマ」での「しまのおばちゃん」による郷土料理の提供や、長崎市内において離島の食材を用いた料理の提供や離島産品を取扱う連携店との相互間の誘客促進を図るためのフェアを開催することにより、離島地域の認知度向上や魅力発信を行うこととしている。</p> <p>事業の実施にあたっては、</p> <p>「シェ・デジマ」でのフェアに向けた、効果的な周知や離島の魅力発信</p> <p>連携店への登録数の拡大及び「シェ・デジマ」来場者の連携店への誘客促進等による離島産品の更なる認知度向上</p> <p>等を図ることとしている。</p> <p>離島産品の魅力発信及び認知度向上にあたり、事業効果の最大化を図るには、豊富な実績を持ち、優れた知見やノウハウを有する複数の民間事業者から企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定する必要がある。</p> <p>また、SNS等を活用した訴求力のある情報発信や効果的な手法等についても、同様に、複数の民間事業者から創意工夫を凝らした企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。</p> <p>以上の理由により、価格競争に適さないことから、公募型プロポーザル方式を採用するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	地域振興部	地域づくり推進課	2023年 10月23日	県内離島地域の魅力発信に係る広告掲載業務	1,199,000	長崎市茂里町3-1 株式会社長崎新聞社 代表取締役社長 徳永 英彦	<p>有人国境離島法の施行から6か年が経過し、離島における雇用の場創出を目的とした雇用機会拡充事業を実施した結果、法施行前は1,000人単位で生じていた人口の社会減が半減するなど、一定の成果が現れてきている。</p> <p>一方で、島内事業者の活用が一巡した等の理由により、雇用機会拡充事業の活用件数、雇用計画数は伸び悩んでいる状況である。</p> <p>このような状況を踏まえ、令和5年度においては、これまで長崎商工会議所の会報誌や長崎県東京県人会、産業政策課のメールマガジン、郷土人会での事業紹介などでの周知を図ってきたところであるが、令和5年度の目標達成が厳しい状況にある。</p> <p>来年度以降の活用件数の確保に向け、1月のビジネスコンテストの開催を予定しており、長崎県東京県人会や商工団体会員、産業政策課のメールマガジンをはじめ、過去に他のビジネスコンテストでの受賞者への個別連絡、島やコンテストに係る情報をまとめたポータルサイトなどでの周知を予定しているが、特に県内若者向けの周知が不足している状況である。</p> <p>そのため、本業務は、前述の状況を踏まえ、若者の離島地域における起業・創業への機運を高め、雇用機会拡充事業の申請やコンテストの応募件数の確保につなげるため、県内高校生・大学生等に対して、広く雇用機会拡充事業やビジネスコンテストの開催など、離島地域での起業・創業等に係る取組周知を図るものである。</p> <p>今回随意契約を検討している(株)長崎新聞社は、同社が発行する長崎新聞の県内占有率が1位であり、若者をターゲットとした情報誌NRを発行している。情報誌NRは、県内公私立高校の全生徒(38,000人)、大学・短大・専門学校等への配布のほか長崎新聞に折り込まれている。</p> <p>このことから、当該業務の効果を最大限引き出すためには、(株)長崎新聞社が発行する情報誌NRに掲載する必要があることから、同社と随意契約としたい。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	地域振興部	市町村課	2023年 4月3日	令和5年度市町村分普通交付税等算定事務の電算処理委託	1,869,450	東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫	当該算定事務に係るシステムについては、地方公共団体情報システム機構が開発しており、全国ネットで各都道府県と結ばれている。 また、普通交付税算定事務は、総務省と各都道府県とのデータの確認を行いながら実施する業務であるが、総務省が示している「市町村分普通交付税等算定事務電子計算機処理実施要綱」においても、当該業務を実施するにあたり、データの送受信及びデータ処理については、地方公共団体情報システム機構と行うこととの指定があるため、業務を履行できるのは、当機構しかない。 本委託業務契約に関しては、上記の理由から相手方が限定されるため、昨年同様1者見積の随意契約とした。	第167条の2第1項 第2号
11	地域振興部	市町村課	2023年 9月29日	令和5年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第4区）における選挙公報の印刷	1,637,020	長崎市茂里町3-1 株式会社長崎新聞社 代表取締役社長 徳永 英彦	・候補者の経歴や政見などを記載した選挙公報は、公職選挙法第170条に基づき、選挙の期日前2日まで市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して配布することとなっている。 ・選挙公報は、期日前投票の利用が拡大する中、可能な限り早期に各世帯に配布を完了させることが求められているため、契約の相手方は短期間で大量の印刷、梱包の対応が可能な業者である必要がある。 ・また、印刷にあたっては、印刷の不備が直ちに選挙争訟につながるおそれがあることから、原版確認、印刷及び発送時には選管職員の立ち合い等の対応が必要となるため、その事業所在地は長崎市及びその近隣市町でなければならない。 ・選挙公報の規格については、選挙公報は候補者が提出した掲載文をそのまま掲載することと規定されている。国政選挙及び知事選挙においてこれを掲載するには「プランケット版」と呼ばれる一般的な新聞紙のサイズでなければならない、さらに梱包時には印刷した公報紙に対し「折り」の工程も必要となる。 ・これらの仕様により、上記地域内で市町の選挙を含む選挙公報の印刷の実績がある複数の業者へ参考見積もりを依頼したところ、株式会社長崎新聞社以外対応不可との回答を得た。また、直近5カ年の国政選挙に係る選挙公報印刷の入札業者は株式会社長崎新聞社1者のみであることから、納期限内で印刷・梱包を行うことができるのは株式会社長崎新聞社しかない。	第167条の2第1項 第2号
12	地域振興部	土地対策室	2023年 4月3日	令和5年長崎県地価調査基準地の鑑定評価業務委託	33,238,920	長崎市興善町4-6 公益社団法人 長崎県不動産鑑定士協会 会長 荒川 千洋	当該業務は、県内447地点という多くの基準地を、7月1日を基準日として限られた期間内に鑑定評価し、かつ、その鑑定結果を総合的に分析・調整する必要があるが、県内で当該業務を遂行できるのは、県内全ての不動産鑑定登録業者を構成員とする、公益社団法人長崎県不動産鑑定士協会のみであるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	地域振興部	新幹線対策課	2023年 4月13日	西九州新幹線開業県内PR動画制作等業務委託	3,520,000	長崎市大黒町14-5 JR九州エージェンシー 長 崎支店 支店長 田口 直幹	<p>昨年9月23日に開業した西九州新幹線(武雄温泉～長崎)は、官民一体で気運醸成、誘客促進、受入体制づくりなどを行い、開業前後からメディアやマスコミ等にも大きく取り上げていただいたことで、開業後5ヶ月には、新幹線利用者は100万人を超え、好調に推移している。これまで西九州新幹線長崎県広報大使を起用したテレビ等のマスメディア、交通広告、インターネットを活用した幅広い広告媒体を採用し、開業前から県外を中心に、短期間に集中して効果的な情報発信を行ったことが、県外における認知度向上に繋がったところである。</p> <p>令和5年度では、新幹線沿線地域からさらに離れた地域にも誘客に繋がる動画等を制作するために、全国的な知名度と幅広い世代から好印象を受ける西九州新幹線長崎県広報大使を活用した広報プロモーションにより、さらに多くの方が、本県に魅力を抱き、県内周遊を促す仕掛けづくりが必要である。そこで、テレビ等のマスメディア、交通広告、インターネット等、幅広い広告媒体を活用し、県内外に広く情報発信することとしている。</p> <p>なお、西九州新幹線長崎県広報大使の長濱ねる氏を起用するにあたっては、同氏が所属する事務所とJR九州エージェンシー長崎支店が、西九州新幹線に関する広告業務について契約を締結しており、同氏が出演するPR動画を制作する本業務委託の相手方は、JR九州エージェンシー長崎支店に限られる。</p>	第167条の2第1項 第2号
14	地域振興部	新幹線対策課	2023年 8月1日	西九州新幹線長崎魅力発信広報プロモーション 業務委託	3,999,600	長崎市大黒町14-5 JR九州エージェンシー株式 会社 長崎支店 支店長 田口 直幹	<p>本業務は、新幹線沿線地域からさらに県内全域へ誘客を拡大するため、西九州新幹線長崎県広報大使が県内各地を巡るイメージ動画を活用し、ターゲットエリアである福岡エリアにおいて、テレビ等のマスメディア、交通広告等による広報プロモーションを行うものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、交通広告等を活用した戦略的なプロモーション(効果的な媒体の選定等)やマスメディアの活用について、深い知見や企画立案能力を有し、かつ、福岡エリアのマーケットにも精通している事業者へ委託する必要があり、県ではなく民間の企画力を活用することで、よりターゲットに訴求した効果的なプロモーションが可能となる。</p> <p>さらに、複数の民間事業者の深い知見やノウハウに基づく創意工夫を凝らした企画提案を募り、その中から総合的に最も優れた提案者を選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。</p> <p>以上の理由により、価格競争に適さないことから、公募型プロポーザル方式を採用するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	地域振興部	新幹線対策課	2023年 8月9日	西九州新幹線開業1周年記念イベント業務委託	3,220,470	長崎市大黒町14-5 JR九州エージェンシー株式 会社 長崎支店 支店長 田口 直幹	本業務は、西九州新幹線開業から1周年を迎える9月に県、長崎市、JR九州の三者が連携して実施する、長崎駅及び駅前広場等を活用した記念イベントの企画・運営を行うものである。 県が行うイベント会場は駅改札口のスペースやコンコースを中心に、県内21市町と連携したブース出展等を予定しており、駅利用者がある状況で準備作業やイベントを実施するため、駅の状態を熟知し、安全対策に関して十分なノウハウと実績を有する事業者者に委託する必要があり、駅管理者のJR九州からも同様の要請を受けている。 これらの条件を満たし、長崎駅で安全かつ適切に業務を実施できる事業者は、JR九州エージェンシー長崎支店に限定される。	第167条の2第1項 第2号
16	地域振興部	新幹線対策課	2023年 8月18日	西九州新幹線臨時列車運行業務委託	4,499,000	福岡県福岡市博多区博多駅前 3丁目25-21 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 古宮 洋	当該業務は、西九州新幹線の開業1周年を記念して、長崎県内の子供たちを対象に無料乗車会を実施するものである。多くの子供たちに新幹線に乗りいただき、利便性の向上を実感してもらうとともに、新幹線開業によるまちの変化等の理解を深めることを目的としている。 西九州新幹線の運行はJR九州に限定されるため、臨時列車の運行業務は、同社しか実施できない。	第167条の2第1項 第2号
17	地域振興部	新幹線対策課	2023年 9月12日	西九州新幹線開業1周年記念イベント等 出演業務	1,760,000	東京都千代田区六番町4番地 5 Seed&Flower合同 会社 代表 今野義雄	本業務は、9月23日の西九州新幹線(長崎~武雄温泉)開業1周年を記念し、長崎駅における新幹線出発式セレモニー及び出島メッセ長崎で実施する開業1周年記念イベントにおけるトークショーに、西九州新幹線長崎県広報大使である長濱ねるさんが出演するものである。 長濱さんは、昨年9月の西九州新幹線開業時に、長崎駅1日駅長として出発式及び沿線市で開催された開業記念イベントに出席し、西九州新幹線や長崎県の魅力を発信したところ、多くのマスメディアが取り上げ、開業のお祝いにさらに華を添え、気運醸成に繋げることができた。 開業1周年を記念するイベントにおいても、西九州新幹線や長崎県の魅力について理解が深く、更なる気運醸成や誘客促進に繋げることが期待ができる、長濱さんにご出演していただくのが最も最適である。このため長濱さんが所属するSeed&Flower合同会社と契約する必要がある。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	地域振興部	新幹線対策課	2023年 10月16日	西九州新幹線開業効果調査業務委託	7,337,000	長崎市葉山1-28-1 株式会社ケー・シー・エス 長崎営業所 所長 高山 直久	本業務は、西九州新幹線を利用した方を対象に、利用目的や利用区間をはじめ、新幹線駅からの来県者の流動、二次交通の利用状況など実態を調査するとともに、新幹線開業に伴う経済効果などを調査・分析するものである。 調査では、新幹線の開業効果を客観的に説明できるよう、予算の範囲内で調査項目・手法等を選定する必要があり、その選定にあたっては、調査・統計分析等の業務に対する専門的知見や企画立案能力が求められることから、民間事業者に委託する方が事業効果が高まる。 また、複数の民間事業者の深い知見やノウハウに基づく創意工夫を凝らした企画提案を募り、その中から総合的に最も優れた提案者を選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。 以上の理由により、価格競争に適さないことから、公募型プロポーザル方式を採用するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。